

宮崎県生涯スポーツ推進キャラクター「ザッキー」着ぐるみ貸出要領

1 趣旨

この要領は、本県の生涯スポーツやレクリエーション活動の普及・啓発等に使用するキャラクター「ザッキー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

貸し出しの対象は、宮崎県教育庁スポーツ振興課長（以下「課長」という。）が適当と認める者とする。

3 申請

(1) 着ぐるみの借用を希望する者は、別紙「着ぐるみ借用申請書」を課長に提出するものとする。

(2) 課長は、前項による申請が適当と認められる場合は、借用を希望する者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。ただし、借用を希望する者が重複した場合又はその他やむを得ない事情がある場合は、貸し出しを行わないこともある。

4 貸出方法等

(1) 課長が貸し出しを承認した者（以下「借用者」という。）は、宮崎県教育庁スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）内で着ぐるみを受領するものとする。また、返却に当たってもスポーツ振興課内で行うものとする。

(2) 前項による受領又は返却が困難な場合は、課長が認める別の方法により行うことができるものとする。

5 紛失、汚損等

借用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、現物をもって弁済するものとする。

6 遵守事項

借用者は、次の事項を遵守しなければならない。

ア 営利活動を目的とした使用は、行わないこと。

イ 第三者に転貸しないこと。

ウ 荒天時での屋外使用は、行わないこと。

エ 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。

オ 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。

カ 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。